

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

令和七年九月十二日

奈良県知事 山下 真

一 公聴会開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和七年十月四日（土） 午後一時から	川西町役場（磯城郡川西町大字結崎二八番一）

二 作成しようとする都市計画の変更案の概要

1 変更案を作成しようとする都市計画区域

(一) 都市計画区域の名称

大和都市計画区域

(二) 都市計画を変更しようとする土地の区域

磯城郡川西町の一部

2 都市計画の変更案について

現行の市街化区域の面積	変更案の市街化区域の面積
二〇、三八九・七 ha	二〇、三八九・七 ha

三 変更案に関する図書の閲覧

二に関する関係図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課及び川西町まちづくり推進課において、令和七年九月十二日（金）から同月二十一日（金）まで一般の閲覧に供します。

四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（川西町の住民その他の利害関係者に限

ります。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通（別記様式参照）を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課（奈良市登大路町三〇番地）に令和七年九月二十六日（金）までに必着するよう提出してください。

五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を通知した者となります。

六 変更案に関する問合せ

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課（電話〇七四二―二七一七五二〇）又は変更区域を所管する川西町まちづくり推進課に問い合わせてください。

七 公聴会に関する問合せ

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課（電話〇七四二―二七一七五二〇）に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

(別記様式)

公 述 申 出 書

令和 年 月 日

奈良県知事 山 下 真 様

住 所

氏 名

職 業

年 齢

電話番号

令和7年9月12日付けの奈良県公報で公告された大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会に、次のとおり公述の申出をします。

記

- 1 公述する土地の区域
磯城郡川西町の一部
- 2 意見の要旨及びその理由
別紙のとおり

(注) 別紙については、原則として800字程度とし、内容を明確に記載してください。